

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

(業務水道課)

告示

○岐阜県表彰規程の一部改正

(秘書課)

二

ページ

号外 (13) 令和三年四月一日

規則

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十八号

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県毒物及び劇物取締法施行細則(昭和三十五年岐阜県規則第五百号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式中「㉔」を削り、「毒物(劇物)取扱規則(昭和三十一年勅令第10号)を「毒物取扱規則(昭和三十一年勅令第10号)に改め、同様式注第一号中「㉔」を「㉔」に改める。

別記第八号様式中「㉔」を削り、「特殊アルミニウム」を「汎用アルミニウム」に改める。

別記第九号様式及び別記第十五号様式中「㉔」を削る。

別記第十六号様式中「㉔」を削り、「㉔」を「㉔」に改める。

別記第十六号の二様式、別記第十七号様式及び別記第十八号様式中「㉔」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第七十五号

岐阜県表彰規程（平成十一年岐阜県告示第七百三十九号）の一部を次のように改正する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

第八条第三項中「知事直轄組織を主に担任する副知事の職にある者を」を「河合孝憲副知事と」に、「知事直轄組織を副次的に担任する副知事の職にある者を」を「平木省副知事とし」に改める。

別表中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改める。
附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

令和三年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社